

## 実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
1	P1	第1.1.(4)事業の目的	「膜ろ過方式による浄水場の更新を行うものである」とあります。一方「...急速ろ過池...を継続利用する場合は」とp.4にあり、急速ろ過方式も認めている表現ですが、この認識でよろしいでしょうか。	浄水処理方式としては膜ろ過とします。急速ろ過池については、膜ろ過との組み合わせにおいてMn除去等で用いることも認めるものとしてこのような表現をしています。
2	P2	第1.1.(5)①限られた敷地	施工を行う上で、敷地の使用制限が生じる箇所並びに時間帯等があればご提示いただけますでしょうか。	浄水場を稼働したままで長期の工事となるため、必要に応じてその都度調整が必要です。当面は薬品の受入れ時等が想定されます。薬品等の運搬車両は週1回程度見込まれます。
3	P2	第1.1.(5)②事業者に求める役割	現在は進入路が一カ所しかなく、維持管理車両と工事車両の輻輳を避けるため、仮設進入路の構築が必要となる懸念があります。維持管理車両の動線をご提示いただけますでしょうか。また、お示しいただいた動線が変更された場合は設計変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	狭隘な場内での施工となるため、進入路の分離は困難と考えています。浄水場の運転を配慮して提案してください。また設計変更の対象とはしません。
4	P2	第1.1.(5)②事業者に求める役割	工事期間のうち、運転維持管理業務における搬入車両の規格や通常業務での停車位置、搬入頻度等をご教示いただけますでしょうか。	最大で10tローリーが週1回搬入します。停車位置は現在の管理棟前及び薬注棟前です。
5	P2	事業者に求める役割	既施設を稼働させながら再構築するには仮設設備に切替える計画をしていますか。よろしいでしょうか。	適切な提案であれば可とします。
6	P2	事業者に求める役割	工事期間中、仮設設備の設計条件として、既施設の最大浄水量と水質が確保できることで考えてよろしいでしょうか。また、最大浄水量のご提示をお願いします。	ご理解のとおりです。必要水量については、募集要項等に示します。
7	P2	事業者に求める役割	事業者側で仮設設備の設置・試運転・運転指導まで実施しますが、その仮設設備に係る運転管理業務は、運転管理企業に実施していただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	P2	工事計画、運転計画	既存施設を稼働させながら、新たな浄水処理方式に移行させる上で仮設設備での運用も必要となると考えますが、中央監視室に仮設監視制御装置を設置してもよろしいでしょうか。	適切な提案であれば可とします。
9	P2	工事計画、運転計画	既存施設を稼働させながら新たな浄水処理方式に移行させる上で、切替時など設備停止が必要になりますが、停止可能時間はどのくらいでしょうか。	取水停止から、4時間以内を停止可能時間とします。
10	P2	工事期間の試運転や運転切替	切替から膜ろ過方式による全量通水開始日までに発生する薬品費、電力費などは貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	P2	(6)対象施設 ①整備対象施設の概要	計画浄水量と公称能力の定義をご教示ください。	計画浄水量は通常時考えられる最大の浄水量、公称能力は非常時に予備系列を含めて全系列運転する等して確保する能力とします。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
12	P2	(6) 対象施設 ①整備対象施設の概要	非常時給水量を浄水する為の施設とした場合、浄水ロスを考慮すると取水量が水利権水量を超過することも想定されます。浄水ロスを踏まえ、水利権水量を超えないことが条件となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	P2	(6) 対象施設 ①整備対象施設の概要	更新する施設は計画一日最大給水量と非常時給水量が満足する施設と考えてよろしいでしょうか。 ・非常時給水量で運用するときの取水量の上限は何m3/日ですか ・公称能力には浄水ロスが含まれますか？ ・非常時水量の使用期間はどの程度（日数、月数など具体的にお示しください。）を想定していますか。	取水量の上限は水利権水量となります。 公称能力には浄水ロスを含んでいません。 使用頻度は一年に数日程度を想定しています。
14	P2	(6) 対象施設 ①整備対象施設の概要	計画浄水量は浄水ロス等を考慮したうえで、事業者提案と示されていますが、事業者提案は浄水場内の浄水ロス部分であると認識しています。取水から浄水場までの既設導水管のロスについてご教授ください。	0と考えてください。
15	P3	表2 計画水量	表2 計画水量では、計画一日最大給水量が26,000m3/日、非常時給水量は30,700m3/日となっております。30,700m3/日で処理が継続可能な施設として設計して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	P3	整備対象施設	既設設備の水位高低図および水理計算書、容量計算書を提示をお願いします。	現存する資料は提示します。
17	P3	整備対象施設	既設設備の運転状況がわかる月報・日報の提示をお願いします。 特に各水槽の水量、水位、薬品注入率（量）のご提示をお願いします。	現存する資料は提示します。
18	P3	整備対象施設	既設利用可能施設の利用検討の為に、以下の既設図面類をご提示をお願いします。 （フローシート、水位高低図、機器配置図、配管図、躯体図、単線結線図、展開接続図、電気工事図、機器図等）	現存する資料は提示します。
19	P3	整備対象施設	撤去対象施設、利用可能施設は検討に必要な図面、計算書等を提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	現存する資料は提示します。
20	P3	表3 対象施設	※1には、「事業者提案により既設を撤去し、撤去後の用地を利用する場合のみ対象施設の撤去工事を認める。」とありますので、撤去後の用地を利用しない場合は残置を原則として、※8にあるろ過池についてのみ、今回の整備でその機能を使用しないことが明白なため、ろ過池については、本事業の撤去対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
21	P3	表3 対象施設	【意見】 沈殿池等の利用可能施設を使用するかどうかは事業者提案となっているため、※1には、撤去後の用地を利用する場合のみ撤去とありますので既設を使用せず用地も利用しない場合は撤去の対象外との理解になりますので、既設を使用せず用地も利用しない提案を行った事業者と契約締結後に撤去を要望された場合は設計変更の対象としてお願いいたします。	設計変更の対象とします。
22	P3	第1.1.(6)② 対象施設	解体対象施設において、アスベストとPCB等は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	アスベスト、PCBについてはいずれも未調査箇所があります。調査、撤去が必要となった場合は設計変更の対象とします。
23	P3	第1.1.(6)② 対象施設	解体殻を、場内で有効利用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
24	P3	第1.1.(6)② 対象施設	発生する残土の処分についての考え方をご教示いただけますでしょうか。	近隣にて処理することを前提とします。
25	P3	第1.1.(6)② 対象施設	土工事で発生すると考えられる排水の放流先をご教示いただけますでしょうか。	既存の排水ルートを考えています。ただし工事で発生する濁水については、適正な処理をして放流してください。
26	P3	(6) 対象施設 ②整備対象施設	既存施設は直接基礎形式と認識していますが、仮に撤去施設に杭があった場合、新設施設の基礎に影響のない範囲で残置することは可能でしょうか。	杭はないものと認識していますが、仮に撤去が必要になった場合は、設計変更の対象とします。
27	P3	(6) 対象施設 ②整備対象施設	対象施設に場内配管や附帯施設が定義されていませんが、今回対象となる配管や附帯施設の概要についてご教示願います。	募集要項等の公表時に示します。
28	P4	(6) 対象施設 ②整備対象施設	沈殿池に覆蓋を設ける場合、可動式にする必要がありますでしょうか（耐震性を持たせる）。また、管理用のための窓の設置は必要でしょうか。	形式は定めていません。適切な提案をお願いします。
29	P4	第1.1.(6)② 整備対象施設	「急速ろ過池を使用しない場合は撤去すること」と記載されておりますが、撤去する場合の埋戻し後の整地高さは現況高と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	P4	対象施設	保呂羽浄水場内の各配水池への場内配管の更新は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	対象です。募集要項等の公表時に示します。
31	P4	表3 対象施設	天日乾燥床は既設利用施設ですが、機械電気設備も更新対象に含まれないものとして考えてよろしいでしょうか。	天日乾燥床の機械電気設備は本事業での更新対象外です。
32	P4	表3 対象施設	自家発電は耐震診断が「未実施」と記載がございますが、残置する場合の安全性の責任は、貴市との考えでよろしいでしょうか。	自家発電設備は撤去施設です。自家発電棟については、事業者提案により残置・使用を認めます。ただし、事業者の責任において耐震性を確保して下さい。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
33	P4	表3 対象施設 図1 施工可能場所	表3 対象施設及び図1 施工可能場所において、濃縮槽や配水池は既設利用施設となっております。事業者提案にて、濃縮槽や配水池の改造を行ってもよろしいでしょうか。	適切な提案であれば可とします。
34	P4	表3 対象施設 ※1～8	【本事業における対象施設は、既設利用施設、利用可能施設、撤去対象施設、新設対象施設からなる】とありますが、継続利用もしくは新設、残置等は事業者提案とする、とあります。事業者毎の提案内容のバラツキ（実施する・しない等）が想定されますので、事業者提案内容における評価方法を明示下さい。	提案内容全体から、処理フローの安定性や既設を流用する場合の将来の老朽化対策、費用などの観点で評価することを想定しています。今後、事業者選定基準として評価の項目や視点を示します。
35	P4	表3 対象施設 ※1	※1に「着水井、混和池、沈澱池、急速ろ過池～事業者提案とする」と記載がございますが、別用途としての利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	P4	表3 対象施設 ※1ウ)	※1ウ)に「沈澱池については開口部にカバーを設けること」と記載がございますが、着水井、混和池、急速ろ過池についても浄水処理設備として利用する場合にはカバー設置が必要という認識で宜しいでしょうか。	沈澱池については必須とし、その他については提案によります。
37	P4	表3 対象施設 ※2	「監視・制御設備の一部（下り松ポンプ場関連）および気象観測装置、無線設備等、現在管理棟内に設置されている設備のうち、移設が必要な機器は別途工事とする」とありますが、工事の発注時期について全体工程を見据え協議させていただく事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	P4	表3 対象施設 ※2	※2に「～移設が必要な機器については別途工事にて移設する」とありますが、想定している対象物及び現在の設置場所について具体的にご教授願います。	監視・制御設備の一部（下り松ポンプ場関連）、気象観測装置、無線設備等があり保呂羽浄水場管理棟内に設置されています。現地見学会の際に示します。
39	P4	表3 対象施設 ※2	【意見】 「監視・制御設備の一部（下り松ポンプ場関連）および気象観測装置、無線設備等、現在管理棟内に設置されている設備のうち、移設が必要な機器は別途工事とする」と記載がございますが、移設後の当該機器に対する保安全管理業務については、性能保証を含む事業者による整備対象施設でないため、本事業の対象外とさせていただきます。	対象外です。
40	P4	表3 対象施設 ※2	【監視・制御設備の一部（下り松ポンプ場関連）および気象観測装置、無線設備等、現在管理棟内に設置されている設備のうち、移設が必要な機器については別途工事にて移設する】とありますが、別途工事とは、登米市が別途契約する工事と想定します。本事業の対象から除外する内容を把握するために必要の為、別途工事にて移設する機器を明示下さい。	監視・制御設備の一部（下り松ポンプ場関連）、気象観測装置、無線設備等です。現地見学会の際に示します。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
41	P4	表3 ※3 対象施設	【意見】 「クラウド方式の監視設備は本事業にて更新するものとする」と記載がございますが、整備期間中に段階的に更新するものと想定される為、更新した通信端末からのデータは、既設の監視画面とは別に新たに設置したクラウド方式の新規画面と並列で監視ができることをお認め頂けますようお願いいたします。	可とします。
42	P4	表3 ※3 対象施設	【意見】 「クラウド方式の監視設備は本事業にて更新するものとする」と記載がございますが、整備期間中に段階的に更新するものと想定される為、各現場に設置してある既設クラウド方式の通信端末の機器を段階的に撤去する事を考えておりますが、撤去品は貴市の資産と想定される為、処分は貴市のご負担にてお願いいたします。	市の負担とします。
43	P4	表3 ※3 対象施設	【クラウド方式の監視設備は本事業にて更新するものとする】とありますが、既存のクラウド監視用通信装置の耐用年数は15年であり、本事業20年間の期間内で更新が不要の装置もあります。耐用年数に達した装置を順次更新する、という考え方で費用計上してよろしいでしょうか。 なお、監視用画面・帳票等のクラウドサーバーで構築しているS/Wについては更新不要につき、費用計上はありません。	本事業の設計建設期間中に全施設の設備を更新することを見込んでいるため、本整備期間中に全面更新とするように費用計上をお願いします。
44	P4	表3 ※3 対象施設	「クラウド方式の監視設備は本事業にて更新するものとする」と記載がございますが、整備期間中に段階的に更新するものと想定される為、既設クラウド方式の通信端末の撤去状況にあわせた既設クラウド方式の監視画面の一部削除などやクラウド契約変更の手続きは、既設メーカーとの契約内容に拠るものと想定されますので、貴市にて対応いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	P4	表3 ※4 対象施設	※4に「各建築建屋については、事業者提案により合棟にする等の創意工夫を認める」と記載がございますが、新設する施設については水槽付建築物（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類）としても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	P4	表3 ※7 対象施設	「下り松ポンプ場での新設（増強）も可とする」と記載がございますが、原則は「保呂羽浄水場での新設（増強）を実施するが、下り松ポンプ場でも新設（増強）は可能とすること」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	P4	表3 ※7 対象施設	粉末活性炭施設を下り松ポンプ場での新設（増強）を検討するために、下り松ポンプ場の既設図面のご提示をお願いします。	募集要項等の公表時に示します。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
48	P4	表3 対象施設 ※8	「急速ろ過池を使用しない場合には撤去すること」と記載がございましたが、浄水処理に関係なく外構の一部として活用した場合は、撤去せず残置することは可能でしょうか。	有効的な活用方法と認められる場合は、残置を認めます。
49	P6	第1.1.(8)表4 対象業務	表4対象業務の土木・建築工事に撤去対象施設の敷地造成を含むとありますが、基本設計で考えられている造成工事の内訳(工事内容)をご提示いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
50	P6	表4 対象業務	【新設対象施設等の建設/本市及び運転管理企業との協議、運転指導/既設との切替に際して、既設運転に支障が出ないよう協議を実施。なお保呂羽浄水場の運転維持管理業務については既存の運転管理企業が継続して実施するものとし、事業者は運転管理企業へ、事業者提案による工事期間中の仮設設備、部分引き渡し対象設備及び完成した施設に対し運転指導を一定期間実施する。】とありますが、本事業における業務分担とリスク分担を把握するために必要となる、登米市と事業者及び運転管理企業における各々の、業務分担とリスク分担を明示下さい。	事業者にとっては、市と運転管理企業どちらの業務、リスクであっても提案内容に差異は生じず、また市と運転管理企業の契約に関することであるため、明示する予定はありません。
51	P6	(8) 対象業務	設計に伴う各種申請等は現時点でどのようなものを想定されていますか。	補助金申請・認可変更・建築確認に伴う図面、構造計算書の提供、必要に応じて土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に係る申請などです。
52	P6	表4 対象業務	「新設対象施設の設計」に「設計に伴う各種申請等の補助」と記載がございましたが、各種申請業務の具体的内容をお示し願います。	補助金申請・認可変更・建築確認に伴う図面、構造計算書の提供、必要に応じて土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に係る申請などです。
53	P6	表4 対象業務	「新設対象施設の設計」に「設計に伴う各種申請等の補助」と記載がございましたが、補助金申請業務の支援業務は、各種申請等の補助に含まれておりますでしょうか。	含んでいます。「水道事業運営基盤強化推進等事業」のうち、「水道施設再編推進事業」の交付金申請を予定していません。
54	P6	(8) 対象業務	新設対象施設の設計の中で「設計の伴う各種申請等の補助」がありますが、国庫補助を想定されていますでしょうか。想定される補助名称をご教示願います。	「水道事業運営基盤強化推進等事業」のうち、「水道施設再編推進事業」の交付金申請を予定しています。
55	P6	表4 対象業務	「本市及び運転管理企業との協議・運転指導」に「～完成した施設に対し運転指導を一定期間実施する」と記載がございましたが、具体的な運転指導期間は事業者提案とすることによろしいでしょうか。	募集要項の公表時に示します。
56	P6	表4 対象業務 ※ (発掘調査)	既存建物解体後に予定している発掘調査において、付帯的な協力作業も含めて、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	付帯的で軽微な作業であれば協力願います。

## 実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
57	P6	第1.1.(8)表4 対象業務	表4対象業務の*に発掘調査の長期化に伴う工期延長は市のリスクとありますが、長期化とはどの位の時間をお考えでしょうか。	各建物別に既設構造物解体後の調査となりますが埋蔵物の程度によります。現時点で想定できないため、調査規模によります。
58	P6	(8)対象業務	発掘調査の予定位置(施設)及び調査にかかる想定期間をご教示願います。なお、発掘調査の長期化に伴う工期の遅延については、市が負担するリスクとされていますが、長期化とはどの程度の期間を想定されていますか。	管理棟、膜ろ過棟、薬注棟を見込んでいますが、詳細設計の内容(掘削範囲、深さ)により調査範囲が変わります。各建物別に既設構造物解体後の調査となりますが埋蔵物の程度によります。現時点で想定できないため、調査規模によります。
59	P6	表4 対象業務 ※ (発掘調査)	「構造物施工前に発掘調査を実施する予定」と記載がございますが、発掘調査の期間は、おおよそ何か月の想定でしょうか。	各建物別に既設構造物解体後の調査となりますが埋蔵物の程度によります。現時点で想定できないため、調査規模によります。
60	P6	(8)対象業務	施工時の発掘調査の長期化に伴う工期の遅延は市が負担するリスクと記載されていますが、発掘調査に付随する費用が発生した場合も市が負担するリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	P6	表4 対象業務 ※ (発掘調査)	「構造物施工前に発掘調査を実施する予定」と記載がございますが、発掘調査の該当箇所をご教示をお願いします。	管理棟、膜ろ過棟、薬注棟を見込んでいますが、詳細設計の内容(掘削範囲、深さ)により調査範囲が変わります。
62	P6	表4 対象業務 ※ (発掘調査)	「構造物施工前に発掘調査を実施する予定」と記載がございますが、発掘調査期間中は、工事の休止が必要でしょうか。	発掘調査時に調査に該当しない箇所の施工は可能です。
63	P6	表4 対象業務 ※ (発掘調査)	「発掘調査の長期化に伴う工期遅延については市が負担するリスクとする」と記載がございますが、本事業の工事再開後の現場代理人・監理技術者の変更も可能であるということでもよろしいでしょうか。	発掘調査により工事が全面的に休止した場合は、変更を可とする方向で協議しますが、発掘調査箇所のみでの部分的な休止の場合はその限りではありません。
64	P7	(9)事業方式	運転指導を行う一定期間については事業者提案でよろしいか。	募集要項等にて最低限の基準を示します。
65	P7	事業方式	「部分引渡し対象設備に対し運転指導を一定期間実施する」と記載がございますが、表4 対象業務に「及び完成した施設に対し」とあり、建設工事の完了後(令和13年4月)から一定期間の運転指導も実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	P7	(10)事業スケジュール	設計・建設期間の短縮を行った場合は評価対象となるのでしょうか。評価対象となる場合、評価方法の明示をお願いします。	募集要項等の公表時に示します。
67	P7	(10)事業スケジュール	設計は基本設計、詳細設計の順で実施いたしますが、設計の完了したのから、順次着工しても宜しいでしょうか。	補助金申請・認可変更の手続きもあり、着工時期については、協議願います。

## 実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
68	P7	(10) 事業スケジュール	設計工事期間が8年となっていますが、設計期間はどの程度を考えていますか。	概ね1年を想定しています。
69	P7	(10) 事業スケジュール	基本契約の締結から設計建設請負契約の締結までに期間があるが、速やかに契約が締結可能な場合は前倒し可能か。	設計建設請負契約の締結は令和5年3月に変更します。(募集要項等で示します)
70	P7	(10) 事業スケジュール	保全管理期間は膜ろ過方式全量通水開始日から20年と記載されており、膜ろ過方式の全量通水開始が令和11年10月なので、保全管理期間は令和31年9月を基本とすることでよろしいでしょうか。	膜ろ過方式の全量通水開始が令和11年10月となった場合は、保全管理期間は令和31年9月までとなります。
71	P7	表5 事業スケジュール	保全管理業務委託契約の締結と通水開始が令和11年9月とありますが、通水開始前に部分引渡しされた設備の保全管理業務は本事業とは別に契約するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	P7	表5 事業スケジュール (ア)(イ)	基本契約締結(令和5年1月)から設計及び建設請負契約の締結(令和5年4月)までの2か月間は、設計及び建設請負契約のみの協議期間としての認識でよろしいでしょうか。	設計建設請負契約、保全管理業務委託契約は、令和5年3月に契約締結することに変更します。(募集要項等で示します。)
73	P7	表5 事業スケジュール (エ)	設計及び建設期間は「令和5年4月～令和13年3月」となっておりますが、工事着工は設計が完了すれば、この期間内で任意に行えると考えてよろしいでしょうか。	補助金申請・認可変更の手続きもあり、着工時期については、協議願います。
74	P7	表5 事業スケジュール ※1	事業者提案により、通水開始可能時期を早めた場合は、通水開始時期(令和11年10月)を前倒しするものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	P7	表5 事業スケジュール ※2	事業者提案により通水開始可能時期を早めた場合は、保全管理業務委託契約においても契約締結日(令和11年9月)も同様に前倒しされるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 保全管理業務委託契約は、令和5年3月に契約締結することに変更します。(募集要項等で示します。)
76	P7	表5 事業スケジュール ※2	事業者提案により通水開始可能時期を早めた場合は、保全管理業務委託契約においても契約締結日(令和11年9月)も同様に前倒しされた場合でも、通水開始時期から契約期間は20年間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	P7	表5 事業スケジュール ※2	【事業者提案による設計・建設期間の短縮もしくは本市又は事業者いずれかの事由による工期延長に伴い、新浄水場の通水開始時期が変更となった場合、膜ろ過方式による全量通水開始より20年間の保全管理業務を実施する。】とありますが、部分引渡し施設の保守管理業務の膜ろ過方式による全量通水開始前までの費用は含まない事を明示下さい。また、部分引渡し施設の契約不適合責任期間等を明示下さい。	募集要項等の公表時に示します。
78	P8	提案内容の審査	【意見】 技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、加算方式を採用いただくようお願い致します。	ご意見を参考にします。



実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
79	P8	提案内容の審査	<p>【意見】 技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、技術点重視の評価（例えば技術点8：価格点2）としていただくようお願い致します。</p>	ご意見を参考にします。
80	P8	事業者の選定方法	<p>【意見】 本事業の選定方法につきまして、既設の優位性や既存運転管理業務の請負企業が優位となる要求水準・事業者選定基準とならないようお願い致します。</p>	ご意見を参考にします。
81	P8～ P14	2. プロポーザル参加資格に関する事項	<p>【応募グループは、「設計企業」「土木建築企業」「機械設備企業」「電気設備企業」「保全管理企業」により構成されることを基本とし】とあります。 また応募に必要な実績として、設計企業には【国内において、表流水を原水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場（膜ろ過方式）の詳細設計実績を有すること】、 土木建築企業には【国内において、表流水を原水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上能力を有する浄水場（膜ろ過方式または急速ろ過方式）の土木建築工事の完成実績を有すること】、 機械設備企業には【国内において、表流水を原水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上能力を有する浄水場（膜ろ過方式）の機械設備工事（既設浄水場の切替、撤去を含むものに限る）の完成実績を有すること】、 電気設備企業には【国内において、表流水を原水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上能力を有する浄水場（膜ろ過方式または急速ろ過方式）の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式（既設浄水場の切替、撤去を含むものに限る））の完成実績を有すること】、 保全管理企業には【国内において、表流水を原水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上能力を有する浄水場（膜ろ過方式）の1年以上の保全管理業務の実績を有すること。なお、保全管理業務については、排水処理の保全管理業務、運転管理業務のみの実績は認めない】、 とありますが、「設計企業」「土木建築企業」「機械設備企業」「電気設備企業」「保全管理企業」の全ての要件を満たさないと応募できないため、応募グループの組成が困難となり応募グループが限定され、その結果として、広く民間からの技術・ノウハウが活用できない可能性が危惧されます。 他自治体のDBM・DBO等の先行事例の実績を参照して、『国内において、公称能力1,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場（膜ろ過方式）の実績を有すること。』とし、広く民間からの技術・ノウハウの提案ができるように変更をお願いします。</p>	保呂羽浄水場は本市の基幹浄水場であり、安定した事業の推進を望んでいます。そのうえで、本事業の対象水量を鑑みて、5,000m <sup>3</sup> /日以上の実績を求めることは妥当と考えています。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
82	P8	調査基準価格	【意見】 貴市では「登米市低入札価格調査制度実施要綱」の導入が図られておりますが、本事業のプロポーザル方式においても、技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、適切な調査基準価格の設定をお願いします。 また、調査基準価格が設定できない場合は、これ以上入札価格を下げても、価格点は変わらない基準価格の設定をお願い致します。	ご意見を参考にします。
83	P8	第2.1.(2)② 事業者の選定方法	技術面の評価と価格面の評価を総合的に評価するとありますが、ウエイトについてご教示いただけますでしょうか。	募集要項等の中で示します。
84	P8	第2.1.(2)② 事業者の選定方法	上限価格は公表される予定でしょうか。その場合設計建設と保全管理それぞれの上限価格が公表になる予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
85	P8	第2.1.(2)② 事業者の選定方法	下限価格は公表される予定でしょうか。その場合設計建設と保全管理それぞれの下限価格が公表になる予定でしょうか。	下限価格の公表は予定していません。
86	P8		【意見】 提案上限額については、プロポーザル募集要項の実施要領書に公表していただくようお願い致します。	公表します。
87	P8	提案内容の審査	上限価格・最低制限価格・調査基準価格の設定について募集要項で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	上限価格について募集要項等の中で示します。
88	P8	統括責任者	「～設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する」と記載がございますが、統括責任者は、設計期間中は常駐不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	P8	統括責任者	「～設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する」と記載がございますが、建設期間中は、別途現場代理人が現場常駐しますので、統括責任者については現場常駐はしなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	P8	統括責任者	「～設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する」と記載がございますが、本事業の設計建設期間が長期に渡るため、代表企業の人事異動や当人の退職等の止む無き事情による統括責任者の変更は認められますでしょうか。	やむ負えない場合のみ、可とします。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
91	P9	(1) 応募者の構成等	応募時から事業契約終了まで代表企業変更を認めないとあるが、設計建設期間は設計建設に係る企業が代表企業なのは良いが、その後の保全期間にわたっても代表企業を務める必要があるか。 事業契約＝基本契約、設計建設工事請負契約、保全管理業委託契約の3つ	保全管理は20年間であり、設計建設の不具合が生じた場合のしわ寄せがくる部分と認識しています。グループ全体の代表企業が保全管理JVの代表企業を兼ねることで、事業全体の責任を負う形とします。
92	P9	(1) 応募者の構成等	設計企業のJVは可能か。	可とします。
93	P9	(1) 応募者の構成等	上記の場合、設計企業の要件はすべての設計企業が持つことが必要か。	同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすことで可とします。
94	P8	第2.2.(1)② 応募者の構成等	代表企業は統括責任者を配置するとありますが、事業進捗に応じて主な連絡窓口を定めれば常駐する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	常駐の必要はありません。
95	P9	第2.2.(1)④ 応募者の構成等	協力企業について企業名、携わる業務について応募段階で明記できない場合、評価が下がりますでしょうか。	評価が下がることはありませんが、地元企業であることが確認できない場合は評価に影響します。
96	P9	協力企業	協力企業について「資格要件」はないとの理解でよろしいでしょうか。また、参加資格申請後に協力会社を追加することは可能でしょうか。一方で、協力企業は可能な限り地元企業を使うこととなっており、自社の将来発展を望み別グループで参画意欲のある企業の参入機会を制限することとなるため、事業契約締結後において、協力企業の追加や変更は可能でしょうか。	協力企業の資格要件はありません。参加資格申請後の追加は可とします。一方で、地元企業を含むことを評価の対象とすることについて検討していることから、契約締結後において地元企業への下請け割合や総額が低下するような変更の場合は認めない可能性があります。
97	P9	協力企業	「協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること」と記載がございますが、協力企業とは一次下請企業を協力企業として、二次下請企業は協力企業として含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	P9	協力企業	「協力企業は可能な限り地元企業とすること」と記載がございますが、プロポーザル参加資格申請書の提出時において、協力企業名の記載は地元企業名のみでよろしいでしょうか。	可とします。
99	P9	第2.2.(1)⑧ 応募者の構成等	応募者（設計・建設JV）の構成について構成比率に関する条件はございますでしょうか。	ありませんが、応募者内でガバナンスを確保できる適切な体制であることを評価します。
100	P9	第2.2.(1)⑨ 応募者の構成等	保全管理JVについても構成員の企業名、携わる業務について明記するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	P9	第2.2.(1)⑩ 応募者の構成等	下請発注額や地元資材の購入額で評価の加点が変わると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
102	P9	プロポーザル参加資格	「やむを得ない事情があると認められた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする」と記載がございますが、やむを得ない事情には営業停止や指名停止事由に該当した場合なども含まれますでしょうか。	含むものとします。
103	P9	保全管理JV	「下記に上げる(2)の②の(オ)に定める要件を満たし(P13(オ)保全管理企業に「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」と記載がございますが、代表企業が機械設備の保全管理、電気設備の保全管理のどちらかの実績を保有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。 機械設備、(A/B社のJVでよい。)	ご理解のとおりです。代表企業については、機械設備、電気設備、どちらかの実績を保有していればよろしいです。
104	P9	保全管理JV	「保全管理JVの構成は乙型、甲型のいずれも認めるもの」と記載がございますが、甲型JVで実施した場合においては、代表企業は最大出資者でなくとも認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	可としますが、応募者内でガバナンスを確保できる適切な体制であることを評価します。
105	P9	保全管理JV	「応募グループの代表企業(設計建設JV代表企業)と保全管理JVの代表企業は同一とする」と記載がございますが、P13(オ)保全管理企業の「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」と記載もある為、保全管理の実績としましては、DBOのSPC代表としての受託実績を保有していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	P11	(2)プロポーザル参加資格要件	設計企業の参加要件について、詳細設計の実績は設計建設一括発注工事にJVまたは協力企業等で参加した実績も認められるか。	設計建設一括発注工事の実績も可としますが、設計企業として下請等ではなく主体的に携わった実績のみ認めます。
107	P11	第2.1.(2)②プロポーザル要件参加資格	「本事業の資格要件のうち、実施企業に課せられる実績要件については、他社と共同で履行した実績も認める。ただし、この場合は代表構成員としての実績に限定する。」とありますが、この場合の代表構成員とは、設計・機械・機械設備・電気設備を含むグループ全体の代表ではなく、土木建築企業JVにおける代表者という解釈でよろしいでしょうか。	グループ全体の代表者ではなく、土木建築企業の実績の場合は、土木建築企業JVにおける代表者という解釈でよいです。
108	P11	各業務の実施企業の資格要件	②各業務の実施企業の資格要件に「他社で共同で履行した実績も認める。ただし、この場合は、代表構成員として実績に限定する」と記載がございますが、P13(オ)保全管理企業については「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。」と記載がございますので、SPCの代表企業である場合も代表構成員としての実績として認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
109	P12	(ウ) 機械設備企業	監理技術者については、監理技術者制度運用マニュアルに記載のとおり、工場製作期間（工期開始～工事着手前日迄）と現場工事期間（工事着手日～工期満了迄）をそれぞれ分けて選任することは可能でしょうか。	可とします。
110	P13	(オ) 保全管理企業	bの要件は、現在契約中の実績についても1年以上の履行期間を有していれば認められるとの理解で宜しいでしょうか。また保全管理業務とは機械設備及び電気設備を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	P13	(オ) 保全管理企業	令和3・4年度登米市競争入札参加資格の業種については、浄水場施設維持管理業務（業種番号403005）に登録していることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	P13	(エ) 電気設備企業	監理技術者については、監理技術者制度運用マニュアルに記載のとおり、工場製作期間（工期開始～工事着手前日迄）と現場工事期間（工事着手日～工期満了迄）をそれぞれ分けて選任することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
113	P13	(オ) 保全管理企業	運転管理業務のみの実績は認めないとのことですが、保全管理を含む運転管理業務の受託実績は有効との理解でよろしいでしょうか。	「排水処理の保全管理業務、運転管理業務のみの実績は認めない。」としているものであり、浄水処理を対象とした保全管理を含む運転管理業務の受託実績は有効です。
114	P13	(オ) 保全管理企業	同一の業務とは、保全管理業務をJVで実施する場合はJV内の業務所掌を問わず1社が保有していれば良いと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	P13	(オ) 保全管理企業	(オ) 保全管理企業bに記載してございます「保全管理業務の実績を有すること」とは、DBOのSPCからの受託実績についても認められるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	P14	(1) 事業者選定のスケジュール	事業者選定スケジュールにおいて、提案書類の受付が令和4年9月と示されていますが、これは受付開始日または受付提出日なのでしょうか。	受付期限となります。
117	P14	事業者選定のスケジュール	貴市の要求事項を事業者提案に確実に反映させるため、貴市及び事業者間での技術対話の機会を設けて頂くようご検討をお願いいたします。	予定はありません。
118	P14	表6 事業者選定スケジュール	【意見】 P2（5）事業者に求める役割①～④に記載してございますとおり、本事業は施工難易度が高く、工程管理が複雑、試運転や切替が長期であり、長期的（20年間）の効率的な保全管理が求められる事業である為、貴市と事業者側との意思疎通を図る必要性を考慮しまして、技術対話を要望させていただきます。	予定はありません。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
119	P15	実施方針に関する質問、意見等の受付 (ウ)公表	「応募グループの技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする」とありますが、非公表の回答の選別については応募グループと貴市にて協議のうえ、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	応募者からの質問等に非公表を希望する記載があれば、非公表とすることについて市と応募者で協議のうえ決定します。
120	P16	現地見学会	現地見学会は1社あたり4名までとのことですが、4名以上参加できる、または1社で複数回参加することを希望致します。	参加を希望する企業数が想定より少ない場合は、増員を可とすることを検討します。
121	P17	その他	「希望者には原水を提供する」と記載がございますが、原水以外の各工程水や現在使用中の浄水薬品についての採取も認められるとの認識でよろしいでしょうか。	協議によります。
122	P17	その他	「希望者には原水を提供する。提供する日時、量については協議による。」と記載がございましたが、原水の提供方法等について現時点でのお考えをお示し願います。	ポリタンク数個程度を想定しています。今後、個別に対応します。またポリタンクは用意していただくこととします。
123	P18	本事業で予想されるリスク	建設段階のリスクとして、建設期間中に社会学習等の見学会はないと考えるよろしいでしょうか。	現時点では未定です。
124	P18	第3.2.(2)表7.16 本事業で予想されるリスク	設計及び建設段階のリスクをカバーする保険の「段階」とは、「設計及び建設におけるリスク」という意味でしょうか？	ご理解のとおりです。
125	P18	表7 共通事項に関するリスク分担 17 物価変動リスク	物価指数や改訂条件は、募集要項の公表時に要求水準等の資料に条件が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	P18	第3.2.(2)表7.17 本事業で予想されるリスク	表7 共通事項に関するリスク分担で物価変動リスクの発注者増減リスクの一定範囲とはどの程度の範囲をお考えでしょうか。	今後、募集要項等の中で示します。
127	P18	第3.2.(2)表7.22 本事業で予想されるリスク	表7 共通事項に関するリスク分担で不可抗力リスクの事業者リスクの一定程度とはどの程度の範囲をお考えでしょうか。	今後、募集要項等の中で示します。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
128	P18	第3.2.(2)表7.22 本事業で予想されるリスク	新型コロナウイルス等の疫病の影響により、工事に支障が生じた場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の蔓延状況にもよりますが、基本的には事業者内で蔓延を防止する措置、及び蔓延しても工程に影響を生じないような体制の構築を求めます。
129	P18	(2)本事業で予想されるリスク	リスク分担でコロナによる影響も包含して頂けないでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の蔓延状況にもよりますが、基本的には事業者内で蔓延を防止する措置、及び蔓延しても工程に影響を生じないような体制の構築を求めます。
130	P18	(2)本事業で予想されるリスク	不可抗力には新型コロナウイルス感染症などの疫病も包含しており、これにより材料調達等のコスト増となった場合も不可抗力として頂けないでしょうか。	不可抗力には新型コロナウイルス感染症などの疫病を含みません。材料調達等のコスト増については、事業者が証明し、市が認めた場合は該当します。
131	P18	表7 共通事項に関するリスク分担	△：従負担に「一定程度までは～」との記載がございますが、定量的な数値は、募集要項の公表時に契約書案等の資料に条件が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	P18	表7 共通事項に関するリスク分担 22 不可抗力リスク	不可抗力には新型コロナウイルス感染症などの疫病も含まれ、その影響により資材調達等のコストが増大した場合も不可抗力との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力には新型コロナウイルス感染症などの疫病を含みません。材料調達等のコスト増については、事業者が証明し、市が認めた場合は該当します。
133	P19	第3.2.(2)表8.13 他事業調整リスク	当工事期間中、関連工事の発注予定はありますでしょうか。	更新対象外の施設（配水池、排水排泥池）等の関連工事がある可能性があります。
134	P19	第3.2.(2)表8.3、15 本事業で予想されるリスク	受注した事業者が実施した測量、調査が発注者の地質条件と相違があり特殊基礎等が必要となった場合のリスクは発注者リスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	P19	表8 調査・設計・建設に関するリスク分担	用地リスク8に「地下埋設物（既存資料で把握可能なもの）に関するもの」が事業者リスクとなっておりますが、リスク有無を検討するための図面等は、すべてご提示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。また、ご提示頂いた資料から判断ができないリスクが生じた場合には、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	P20	表9 保全管理・事業終了時に関するリスク分担 6 原水水質リスク	原水水質を超過しない場合の立証は、貴市で行っていただき事業者の承認があった場合に責任が発生するとの理解でよろしいでしょうか。	市にて立証したうえで、協議します。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
137	P20	表9 保全管理・事業終了時に関するリスク分担 14 事業終了時の施設の状況	事業終了後の施設の引渡し条件について、要求水準書に条件が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	P21	(3) 建設用地の制限等	建設用地の制限等において、土砂災害警戒区域—土石流—となっておりますが、当該場所に建設することは問題ないでしょうか。	規制を確認の上、適切な設計としてください。
139	P21	モニタリング費用の負担	貴市が実施するモニタリング業務は、外部委託をされるのかご教示お願いします。	外部委託することを含めて検討中です。
140	P22	排水	既施設で毒物を検出した場合の排水方法をご提示をお願いします。	排水基準以下のものであれば、実施方針別紙の排水ルートに排水となりますが、検出された種類及び濃度により対応を協議します。
141	P22	排水	場内配管ルート図に沈澱池排泥管や水槽ドレン管等が記載されておられません。場内配管ルート図がわかる既設図面をご提示をお願いします。	募集要項等の公表時に示します。
142	P22	浄水処理方式	浄水処理フローは参考とありますが、膜の前処理として粉末活性炭、凝集沈殿、除マンガンは必須との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満足する適切なフローでご提案下さい。
143	P22	浄水処理方式	浄水処理フローは参考とありますが、膜の前処理として粉末活性炭、凝集沈殿、除マンガンの順序については事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	P22	浄水処理方式	事業者提案によるフロー変更を認めるとありますが、薬品注入設備の設計条件についても事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	P22	建築用地の制限等	積雪条件の記載がございますが、凍結深度もご教示をお願いします。	市としての基準はありませんが、県内他自治体の例から40cm程度を見込みます。
146	P22	第4.1.(3)① 建設用地の制限等	積雪条件において積雪量50cmとなっておりますが、市で行う除雪の範囲、仕様をご教示いただけますでしょうか。	市道については10cm以上の積雪の場合、市道管理部署で除雪することとなっております。
147	P22	第4.1.(3)① 建設用地の制限等	浄水場内の除雪業務について、除雪の範囲、捨て場等現在の除雪実績をご提示いただけますでしょうか。	市として特に決まった除雪範囲は現時点ではありません。



実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
148	P23	原水水質	記載のない原水水質項目については、水質基準内と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
149	P23	原水水質	鉄、マンガンの最大値は10mg/L、1mg/Lとありますが、溶解性の鉄、マンガン最大値をご教示をお願いします。	溶解性の鉄、マンガンについては測定していません。要求水準書公表の際に提供する水質データより想定してください。
150	P23	原水水質	最高濁度2000度となっておりますが、継続時間をご教示ください。なお、その際の給水量は計画一日最大給水量26,000m <sup>3</sup> /日で宜しいでしょうか。	募集要項等の公表時に過去の高濁度時の実績を示します。給水量等についても募集要項等の公表時に示します。
151	P23	原水水質	既設の運用について、毒物や油の混入等原水水質に異常があった場合の対処方法をご教示をお願いします。	登米市水道事業水質汚染事故対策マニュアルに基づく対応となります。
152	P24	目標水質	目標水質に記載のない水質項目については、水質基準（51項目）に準拠と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	P24	目標水質	目標水質の地点に、「浄水」と「ろ過水」がありますが今回整備対象の施設出口での性能保証が求められるものであるため、「浄水」は配水池流入直前の処理水、「ろ過水」は膜ろ過直後の処理水と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	P24	目標水質	目標水質は管理値であり、要求水準値は別途ご提示頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
155	P24	目標水質	目標水質は定期検査時の値との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	P24	土地の使用に関する事項	場内以外の土地については、事業者の責任において借用する旨の記載がございますが、過去の工事において借用できた土地などがあればご提示をお願いします。	民有地等になるので現時点では提示できません。
157	P24	土地の使用に関する事項	用地の調達に際しては、本市と事業者の両方で協力して交渉することと記載がございますが、近隣での調達ができない場合の費用増加は事業者の負担でしょうか。	協議により設計変更の対象とする場合があります。
158	P24	第4.3 土地使用に関する事項	無償で借用できると考えられる範囲をご提示いただけますでしょうか。	保呂羽浄水場の敷地のみ無償で借用できます。
159	P24	第4.3 土地使用に関する事項	建設発生土の仮置き等については近隣で措置する事を前提にとありますが、基本設計時の運搬距離はどの程度を想定しているかご教示いただけますでしょうか。	2km程度を想定しています。
160	P24	第4.3 土地使用に関する事項	建設発生土の仮置き場所の具体的な用地の候補をご提示いただけますでしょうか。	現時点では未定です。

実施方針に関する質問、意見への回答

No	頁	項目	質問、意見内容	回答
161	P24	第4.3 土地使用に関する 事項	建設発生土の仮置き場所を近隣に確保できない場合、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	協議により設計変更の対象とする場合があります。
162	P25	第7.5 優先交渉権者を選 定しない場合	「財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業の実施することが適当でないと判断された場合には、」とありますが、財政負担額の縮減が見込まれない場合とは、上限価格を超えた金額の価格提案をした場合と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	P26	環境への配慮	周辺の生活環境（交通安全等）で特に配慮すべきことがあればご提示をお願いします。	交通安全関係で浄水場南側の畜産事業者への運搬車両が浄水場周辺を通行するので留意が必要です。